

利益相反管理方針

台湾中小企業銀行東京支店の利益相反管理方針は、以下の通り。

1. 目的

「台湾中小企業銀行東京支店利益相反管理方針」は、お客さまの利益を不当に害することがないように、台湾中小企業銀行東京支店（以下、「当支店」といいます。）または当行のグループ各社（以下、併せて「当行グループ」といいます。）における利益相反を適切に管理することを目的としております。

2. 管理の対象とする利益相反の類型

	お客さまと当行グループの利益相反	お客さま相互間の利益相反
直接取引型	お客さまと当行グループが直接の当事者となる状況・状態	お客さまと他のお客さまが直接の当事者となる状況・状態
間接取引型	お客さまと当行グループが、相互に排他的なまたは競合する利害を有している状況・状態	お客さまと他のお客さまが、相互に排他的なまたは競合する利害を有している状況・状態
情報利用型	当行グループがお客さまから入手した非公開情報を利用することにより、当行グループの利益を図ることが構造的に可能な状況・状態	当行グループがお客さまから入手した非公開情報を利用することにより、他のお客さまの利益を図ることが構造的に可能な状況・状態

3. 利益相反のおそれのある取引（管理対象取引）とその特定方法

- (1) 典型的に利益相反を引き起こすおそれがある取引に関する情報を集約した上で、当行グループの行う他の取引との関係等に照らして利益相反のおそれのある取引を個別に管理対象取引として特定する方法

- (2) その商品・サービス等の性質・構造上、利益相反を引き起こすおそれがある商品・サービス等について、当該商品・サービス等に係る取引を一括して管理 対象取引として特定する方法

4. 利益相反の管理方法

- (1) 適切な情報隔壁の設置による情報遮断
- (2) 利益相反の状況のお客さまへの開示等 (3) 取引の一部または全部の謝絶、変更、または中止

5. 利益相反管理体制 当支店では、営業部門からの独立性を有する利益相反管理統括部署を設置し、その統括の下、管理対象取引の特定および管理を一元的に行います。また、研修・教育等を実施し、適切な利益相反管理について役職員に周知・徹底すること等を含め、当支店のグループ各社と連携しつつ適切な利益相反管理に必要な体制を整備し、これを定期的に検証いたします。

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

- ・ 当支店を所属銀行とする銀行代理業者 ・ 当支店の親金融機関等
- ・ 当支店の子金融機関等
- ・ その他、利益相反管理統括部署が利益相反管理の観点から管理対象に含める必要があると判断したグループ

以上